

# 振替輸送の取扱いについて

## ■ 振替輸送の対象となるお客さまについて

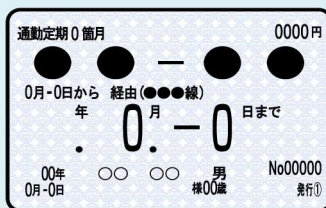
列車の運転が見合わせとなった場合、「運転見合わせ区間に対して、既に運賃をお支払い済みの乗車券」をお持ちのお客さまが振替輸送対象となります。  
振替輸送を受ける場合は、振替輸送先の鉄道会社の改札にて既に運賃をお支払い済みの乗車券をご提示ください。

### 【ご注意】

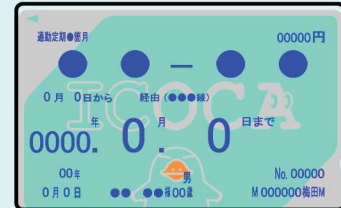
運転見合わせとなっても、振替輸送をしない場合があります。  
※詳しくは、駅係員までおたずねください。

## 対象となる乗車券

運行不能区間を含む定期券



磁気定期券



ICOCA定期券

運行不能前に改札機を入場された場合に対象となる乗車券



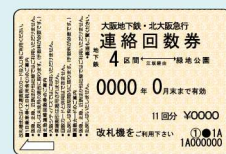
普通券 (きっぷ)



回数カード



1日乗車券



北急連絡回数券

## 対象外の乗車券

PiTaPa・ICOCAなどの  
全国相互利用の交通系ICカード



※「敬老優待乗車証」・「無料乗車証 (大阪市発行)」・「モバイルSuica」は振替輸送の対象にはなりません。  
※振替輸送区間以外の経路または他の交通手段 (タクシー等) をご利用の場合はお客さまのご負担となります。

## ■ PiTaPa「マイスタイル」・「プレミアム」のご登録のお客さまへ

- ・PiTaPa「マイスタイル」・「プレミアム」のご登録されていても、振替輸送の対象にはなりません。
- ・PiTaPa「マイスタイル」・「プレミアム」の登録適用のご利用が登録適用外のご利用の判定については、運行不能時にお客さまが実際にご利用された乗車駅及び降車駅により判定します。